

下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例

条文解説

平成 28 年 3 月

下野市総合政策部市民協働推進課

1 条例の構成

条例は、前文、5章17条の本則及び附則で構成されています。

前文

第1章 総則（第1条から第3条まで）

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

第2章 責務（第4条から第7条まで）

第4条 市の責務

第5条 市民の責務

第6条 事業者の責務

第7条 市民団体等の責務

第3章 基本的施策（第4条から第7条まで）

第8条 基本計画

第9条 市民、事業者及び市民団体等の理解を深めるための措置

第10条 学習活動への支援

第11条 農業、商工業等の自営業における男女共同参画社会の形成

第12条 推進体制

第13条 調査研究

第14条 実施状況の公表

第15条 苦情及び相談への対応

第4章 禁止事項（第16条）

第16条 性別による差別的取扱いの禁止

第5章 雑則（第17条）

第17条 委任

附則

2 条文と解説

(名称)

下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例

[解説]

この条例は、男女が家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女がお互い尊重し、性別にとらわれることなく個性と能力を発揮し、自分らしく生きることができる男女共同参画社会づくりに寄与することを目的として制定されました。

平成 27 年 8 月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（＝女性活躍推進法）が制定されたことにより、国や自治体、地域や企業、世帯等あらゆる場面において女性が活躍できる環境整備を推進することを掲げています。このような中で、市民、事業者及び市民団体等それぞれが男女共同参画について考え、真に豊かで活力あるまちづくりを進めるという視点から、条例の名称を「下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」としました。

(前文)

下野市は古来より災害が少なく、緑豊かな地として人々の生活が営まれたことから、多くの古墳が築造され、奈良時代には下野薬師寺や下野国分寺・国分尼寺が建立されるなど、古代東国地方における仏教文化の中心地として栄えました。

こうして形成されてきた私たちの故郷下野市は、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変動に伴う家族形態や地域社会の変化などに的確に対応し、市民との協働により、さらに飛躍と発展するまちづくりを進めていかななくてはなりません。

これまでも、男女共同参画を目指す国際社会や国の動きを踏まえ、お互いを理解し尊重する心豊かな社会の実現を目指し、取組を進めてきましたが、今なお、性別による固定的な役割分担意識や社会的慣習が存在していることも事実です。

これらの課題を解決するためには、職場、地域その他あらゆる分野において女性の活躍を推進することにより、豊かで活力ある社会の実現を図ることが必要です。そして、すべての人が、性別に関わりなく個人として尊重され、自らの意思によって多様な生き方を選択し、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

ここに、私たちは、だれもが輝くことができる男女共同参画社会を実現するため、市、市民、事業者及び市民団体等が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

[解説]

条例の必要性を下野市の男女共同参画をとりまく社会的背景及び目指す方向を示し、併せて推進の決意を表明するため、前文を置きました。

私たちの故郷、歴史ある下野市のまちづくりには、社会の変化に対応して「市民との協働によるまちづくり」を進めることで、飛躍・発展する必要性を明示しています。さらに、男女共同参画推進に関する取組や現状について認識し、女性の活躍推進を含めた男女共同参画社会実現の意義を踏まえて、だれもが輝くことができる社会の実現をめざして、市、市民、事業者及び市民団体等が一体となって取り組んで行こうという決意を明示しました。

なお、市民に親しみやすく、易しい言葉とする観点から、前文については表現の柔らかい口語体としました。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会実現のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

[解説]

この条例は、男女共同参画社会基本法第9条にある地方公共団体の責務の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び市民団体等の責務を明らかにして、基本施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び活動する人をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人をいう。
- (5) 市民団体等 自治会、PTA等地域社会において住民の教育・福祉の向上のための活動を行う団体等、事業者以外の市内で活動する全ての団体をいう。

(6) ハラスメント 相手の意に反した言動を行うことにより、相手方に不快感若しくは不利益を与え、又は相手方の尊厳を傷つける行為のことをいう。

[解説]

この条例が適正に運用されるよう、条例で用いられる用語について定義しています。

(1) 男女共同参画について、男女共同参画社会基本法の規定に基づき定義しています。

「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。「参画」とは単に参加するだけでなく、政策・方針の決定、企画立案の過程に積極的に加わるなど、主体的な参加姿勢を示しています。

(2) 積極的改善措置は、男女の参画に関する機会に格差がある場合、積極的な改善措置を行うことにより男女間の均衡を図る暫定的措置のことをいいます。

(3) 「市民」とは、地方自治法第 10 条に定める下野市の区域内に住所を有する者に加え、住所は有していないものの市内に通勤・通学する人や市内で活動をする人をいいます。

(4) 事業者は、市内で事業を営む営利目的の事業者（会社など）と、非営利目的の事業者（NPO法人、社会福祉法人など）及び営利、非営利を問わず事業を行っている個人事業者をいいます。

(5) 市民団体等は、市民が主体性を持って活動をしている団体、例えば、自治会、老人クラブ、育成会、PTA、ボランティアグループなど、事業者以外の市内で活動する団体をいいます。

(6) ハラスメントは、相手の意に反した言動を行うことによって、相手方に不快感若しくは不利益を与え、又は相手方の尊厳を傷つける行為のことをいいます。性的なハラスメントについて、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」では事業者の配慮義務としてセクシュアル・ハラスメントが規定されていますが、男女共同参画社会を実現して行くうえでは、男女や分野を問わず重要な問題と捉えて、条例では幅広く「ハラスメント」として規定をしています。

(基本理念)

第3条 市、市民、事業者及び市民団体等は、次に掲げる事項を基本理念として男女共同参画を推進しなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会における制度又は慣行にとらわれることなく、自らの意思において多様な生き方を選択できること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業所等における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されていること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 男女が、相互の協力と社会支援の下、家事、子育て、介護等の家庭生活における活動及び地域、学校、職場、その他の社会のあらゆる分野における活動を両立でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。
- (5) 男女の生涯にわたる健康の確保 男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身ともに健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 国際的協調 男女共同参画の推進のための取組が、国際社会の動向と密接な関係があることを考慮し、国際社会と協調して行われること。
- (7) 性同一性障がい者等に対する配慮 性同一性障がい又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等に配慮すること。

[解説]

条例第1条に示す目的を達成するための基本的姿勢と基本的考え方を男女共同参画社会基本法の基本理念の趣旨に沿って定めています。

- (1) 男女が共に個人として尊重され、性別により差別されることなく、誰もが個性と能力を発揮することができる社会の実現を目指します。
- (2) 社会における制度や慣行の中には、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な性別役割分担意識が反映されることで、個人の生き方や活動の選択が束縛していることがあります。男女共同参画社会を目指すうえで、だれもが自らの意思によって多様な生き方を選択できるよう、こうした社会の制度や慣行の及ぼす影響に配慮し、改善を行うことが必要です。
- (3) 社会の構成員である男女が、市などの公的な機関はもちろんのこと、事業所や地

域などさまざまな団体において、方針の企画・立案から決定・実施に至るまでの過程に、男女が共に参画できる機会を確保することが求められます。

- (4) 家事や育児、介護など家庭生活における活動の多くを女性が担っているという現状があります。少子高齢社会の急速な進展など社会経済状況が変化する中で、男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくことができるためには、家族を構成する男女が互いに協力するとともに、社会的な制度や環境整備など社会の支援を受けながら仕事と家庭生活や地域活動などとの両立を図ることが重要です。
- (5) 男女がお互いの性差を十分に理解しあい、思春期、高齢期など生涯を通じて異なる健康上の問題について留意し、健康的な生活を送ることが必要です。とりわけ、妊娠や出産に関する事項については、男性の意思だけではなく、その身に妊娠・出産を担う女性の意思を尊重することが重要です。
- (6) 我が国の男女共同参画の推進は、国連や世界の情勢と大きく関連しています。今後も、これらの動向を注視しながら、連動して取組を進める必要があります。
- (7) 男女の性別にとどまらず、性同一性障がい者を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人、その他あらゆる人の人権について配慮することとしています。

※性同一性障がい者等

性同一性障がいとは、生物学的な性（身体性の性）と性自認（心の性）が一致しない、性の同一性を欠いた状態を言う。この障がいを抱える人々は、自分の体の性への強い嫌悪感に苦しむとともに、社会の無理解と環境の未整備に悩まされていることが指摘されている。

下野市第二次男女共同参画プランでは、こうした性同一性障がい者に限らず、異性装者、同性愛者や両性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭である人（インターセックス）などを含めて「性同一性障がい者等」と記述している。

また、近年こうした人々のことをLGBTと呼ぶことが増えてきている。LGBTは、女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender：身体の性別とは異なる性別を生きる／生きたいと望む人）、の頭文字。

第2章 責務

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置づけ、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、前項の規定による施策以外の施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮するものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国及び栃木県その他の地方公共団体と連携を図り、市民、事業者及び市民団体等と協力して取り組むものとする。

[解説]

本条例第1条の規定を受け、男女共同参画を推進するうえでの、市の責務を明らかにしています。

市は、男女共同参画を推進するための施策を策定し、率先して実施していくことを市の責務としています。また、男女共同参画の推進以外の施策を企画・実施する際には、第3条で規定する基本理念に沿っているかどうか、配慮して行う必要があります。

さらに、男女共同参画の一層の推進には連携を図ることが不可欠であり、市は、国、県その他の地方公共団体と連携するとともに、市民、事業者及び市民団体等と協力して男女共同参画を推進していくこととしています。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策への理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において男女共同参画を推進するよう自ら努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

[解説]

本条例第1条の規定を受け、市民の責務を明らかにしています。

男女共同参画を推進するためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。市民自らが、家庭、地域、学校、職場その他あらゆる場において積極的に男女共同参画に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画施策への協力に努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画を推進し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、職業生活及び家庭生活その他の生活との両立を支援するため、職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者は、市及び市民との連携を図り、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

[解説]

本条例第1条の規定を受け、事業者の責務を明らかにしています。

職場における男女共同参画の推進には、事業者の理解と協力が不可欠です。

事業者は、基本理念に基づき、事業を行う際には積極的に男女共同参画の推進に取り組むとともに、男女が共に、職業生活と他の生活の両立に配慮することが重要です。

また、事業者は、市や市民と連携して、市が取り組む男女共同参画を推進する施策に積極的に協力されることを期待し、努力義務規定としています。

(市民団体等の責務)

第7条 市民団体等は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に努めるとともに、当該団体の運営や活動方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう努めるものとする。

2 市民団体等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

[解説]

本条例第1条の規定を受け、市民団体等の責務を明らかにしています。

地域社会には、自治会、老人クラブ、育成会、PTA、ボランティアグループなど市民が関わる各種の活動団体があり、地域づくりに重要な役割を果たすようになってきています。各種団体としての主体的な取組とともに、市が実施する男女共同参画施策への協力を努めるものとします。

第3章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という）を策定するものとする。

2 基本計画の策定に当たっては、基本理念に基づくものとする。

3 市は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、下野市男女共同参画推進委員会条例（平成25年下野市条例第4号）に規定する下野市男女共同参画推進委員会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

4 市は、基本計画を策定し、又は変更した時は、速やかにこれを公表するものとする。

[解説]

男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定を受け、男女共同参画を推進するため基本となる本市の計画策定の根拠、内容及び策定にあたっての手續について定めています。施策については、直接的に男女共同参画を推進する施策だけでなく、結果として推進につながるような施策も含まれます。

男女共同参画の推進は、市、市民、事業者及び市民団体等が協働して取り組むべきものであるため、基本計画の策定に当たっては、市が組織する男女共同参画に関する機関の意見を聴くとともに、広く市民等の意見を反映するものとします。

また、市、市民、事業者及び市民団体等すべてが、男女共同参画社会の形成を担っているということから、基本計画を策定、又は変更したときは速やかに公表します。

なお、下野市においては、「下野市男女共同参画プラン」が、本条でいう基本計画に位置づけられ、本条例の策定（検討）に合わせて改定時期を迎えました。平成28年度からの第二次男女共同参画プランは、本条例の基本理念に則った内容としており、また、市民で構成される男女共同参画推進委員会委員による意見・提言をいただき検討を進め、市民アンケート調査やパブリックコメントを実施するなど、市民等の意見を反映させながら策定されたものになっています。

(市民、事業者及び市民団体等の理解を深めるための措置)

第9条 市は、広報活動を通じて、基本理念に関する市民、事業者及び市民団体等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

[解説]

市全体として男女共同参画を推進するには、市民、事業者、市民団体等から男女共同参画について十分理解してもらう必要があります。市は、市民や事業者、市民団体等の

理解が深まるよう、広報紙、男女共同参画情報紙や産業祭などのイベント開催時など様々な機会を通じて広報や啓発活動などの周知に努めます。

(学習活動への支援)

第10条 市は、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる分野における、男女共同参画の推進のための学習機会の充実及び学習活動への支援を行うものとする。

[解説]

男女共同参画社会を形成する上において、学習は大きな効果があります。市は、男女共同参画への関心と理解を深めるために、講座、研修会、講演会などを開催することにより、市民が学習する機会を提供するほか、出前講座などを活用して家庭、地域、学校、職場などの場で自主的な学習をする際の支援を行います。

(農業、商工業等の自営業における男女共同参画社会の形成)

第11条 市は、農業、商工業等の自営業において男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農業、商工業等の自営業の経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援を行うものとする。

[解説]

農業または商工業等の自営業を支えるため、婚家において女性の労働力が重要であるにもかかわらず、その労働は評価が低い現実があります。家族経営において、男女が共に同等の権利と責任を担いながら経済的にも一人ひとりが自立するために、自らの意思で労働・経営、地域活動に参画する機会を確保するため、活動するための情報の提供その他必要な支援を行っていく必要があります。

(推進体制)

第12条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るものとする。

[解説]

男女共同参画を推進する施策の総合的・計画的に実施するために、必要な体制を整備することを規定しています。男女共同参画推進委員会条例による男女共同参画推進委員会も推進体制の一つと言えます。庁内組織では、男女共同参画推進本部及び幹事会の設置等を行っているほか、男女共同参画の推進に関する施策は全庁にわたることから、各

課代表による推進委員を設置しています。推進委員会等と庁内組織の有効な連携を行います。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

[解説]

市は、男女共同参画施策を効果的に実施するために、課題の分析、施策内容について調査研究するとともに、必要に応じて意識調査等により市民の意識やニーズの把握に努めるものとします。

(実施状況の公表)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、公表するものとする。

[解説]

男女共同参画は、市、市民、事業者及び市民団体等が一体となって進める必要があり、情報を共有して連携して取り組むために、男女共同参画の状況や男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をまとめ、公表していきます。

(苦情及び相談への対応)

第15条 市民、事業者及び市民団体等は、市長に対し次に掲げる事項に係る苦情及び相談を申し出ることができる。

(1) 男女共同参画に係る人権侵害に関すること。

(2) 男女共同参画推進施策に関すること。

2 市長は、前項に規定する申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

[解説]

市民、事業者及び市民団体等は、男女共同参画の推進を妨げる要因による人権侵害や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市に対して苦情や相談を申し出ることができます。例えば、性別に基づく差別などによって人権が侵害された場合などが挙げられます。

市は、苦情や相談の申出を受けた場合には、必要に応じて他の機関と連携して、適切に対応するよう努めることとされています。

第4章 禁止事項

(性別による差別的取扱いの禁止)

第16条 全ての人は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 全ての人は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、ハラスメント及び配偶者への暴力その他性別に起因するあらゆる暴力を行ってはならない。

[解説]

すべての人は個人として尊重されなければなりません。性別による差別的取扱いや暴力などの人権侵害を根絶することは、男女共同参画社会の実現にとって大きな課題です。これらの行為による人権侵害に対する意識を強め、根絶すべき課題として認識を拡げていくことが重要です。

性別を理由とする差別的取扱い及び人権侵害や、相手の意に反した言動を行うことによって、相手方に不快感若しくは不利益を与えたり、相手方の尊厳を傷つける行為(=ハラスメント)、さらには、ドメスティック・バイオレンスについて、いかなる分野(場所・場合)においても行ってはならないとして禁止しています。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

[解説]

条例の施行に関する事項についての委任を規定したものです。

附則

この条例は、平成28年4月1日より施行する。

